

## ●香川県監査委員公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和6年7月2日

香川県監査委員 木下典幸  
同 武田宏之  
同 十河直  
同 里石明敏

- 1 監査対象部局 公安委員会
- 2 監査対象年度 令和5年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措置の状況
指導注意事項	<p>ア 収入について 証紙収納について、貼付した証紙の確認を怠り、本来必要である金額より少ない金額で収納していた。 (生活安全企画課)</p> <p>イ 物品・財産について 浄化槽について、法定検査を受けていないものが1件あった。(高松南警察署)</p>	<p>ア 収入について 不足している金額分の証紙について、直ちに申込人から納付を受けた。今後は、証紙貼付書類を受理する際に、貼付された金額に誤りがないか、複数の職員による確認を徹底する。</p> <p>イ 物品・財産について 工事のため使用休止中であった浄化槽について、直ちに使用再開の手続きを行い、令和6年1月に法定検査を受けた。今後は、使用再開の手続き等に漏れがないよう、工事所管課との情報共有及び相互確認を徹底する。</p>